

農地法第3条 許可申請書提出書類

- ※ 原則として、受人・借人は50[㌥]以上農地を耕作（申請面積も含む）していなければなりません。
- ※ 受付締め切りは、毎月10日。（10日が休日の場合は、前日となりますのでご注意ください。）
- ※ 法人が受け手の場合は、法人の登記事項証明書、定款の写し、農地所有適格法人の場合は事業等の状況がわかるものが必要です。

提出書類	説明
申請書	3部提出
登記事項証明書（全部事項証明）	全筆分 各1通 法務局で取得
委任状	代理申請の場合
経営状況証明書	町外者の場合のみ 受(借)人 1通
土地改良区の意見書	売買・交換・贈与による移転で、 田もしくは畑が土地改良区に入っている場合（世帯内贈与の場合は不要）
住民票	渡(貸)人の現住所が登記事項証明書と異なる場合 1通